

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画

令和5年3月14日策定

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日 ~ 令和7年3月31日 までの2年間

2. 計画内容

目標1：従業員が産休・育児を取得しやすい環境を整えるための、制度の周知を図る。

目標2：社員が休業後に職場復帰しやすい環境を整える。

目標3：社員の有給休暇をしやすい環境に整え、育児参加やリフレッシュを促す。

株式会社 タナック
代表取締役 棚橋一成

株式会社タナック 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日までの 2年間
2. 内容

目標1：従業員が産休・育児を取得しやすい環境を整えるための、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和5年 4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布

目標2：社員が休業後に職場復帰しやすい環境を整える。

<対策>

- 令和5年 4月～ 復帰後の働き方について、2ヶ月ごとにヒアリングを行う

目標3：社員の有給休暇をしやすい環境に整え、育児参加やリフレッシュを促す。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年間の有給休暇の取得率を70%以上にする
有給休暇（正社員）は年間5日の取得を最低ラインとし、2ヶ月ごとに各人の取得状況を確認し、取得計画の提案を行う
- 令和5年 4月～ 総務部が育児休暇管理簿を作成し、定期的に社員へ報告する